# 平成十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成二十年政令第四十五号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  石川県鳳珠郡能登町
* ロ  
  石川県七尾市
* ハ  
  石川県輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町
* ニ  
  石川県珠洲市
* イ  
  島根県隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町
* ロ  
  石川県輪島市及び鳳珠郡能登町、島根県邑智郡川本町及び隠岐郡海士町並びに長崎県対馬市
* イ  
  群馬県甘楽郡南牧村
* ロ  
  宮城県白石市、福島県双葉郡川内村及び相馬郡飯舘村、栃木県日光市、群馬県多野郡上野村及び神流町並びに甘楽郡下仁田町、埼玉県秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、皆野町及び小鹿野町並びに児玉郡神川町、山梨県上野原市、甲州市、南巨摩郡早川町、南都留郡道志村及び北都留郡小菅村、長野県伊那市、佐久市、南佐久郡北相木村及び佐久穂町並びに北佐久郡軽井沢町並びに静岡県伊豆市
* イ  
  宮崎県東臼杵郡美郷町
* ロ  
  岩手県八幡平市
* ハ  
  秋田県北秋田市
* ニ  
  秋田県鹿角市、北秋田郡上小阿仁村及び南秋田郡五城目町並びに佐賀県三養基郡基山町
* 一  
  この表に掲げる区域は、平成十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
* 二  
  平成十九年六月十六日から七月十五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る豪雨とは梅雨前線によるものをいい、当該災害に係る暴風雨とは同年台風第四号（同月九日に北緯十度二十分東経百四十二度二十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十六日に北緯三十四度四十分東経百四十五度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 三  
  平成十九年八月二日及び同月三日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第五号（同年七月二十九日に北緯十八度二十分東経百四十四度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年八月四日に北緯四十一度三十五分東経百四十一度三十五分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。
* 四  
  平成十九年九月五日から同月八日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第九号（同年八月二十九日に北緯二十一度東経百五十五度四十分において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯四十三度二十五分東経百四十一度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 五  
  平成十九年九月十四日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十一号（同月十三日に北緯二十二度五分東経百三十四度五分において台風となった熱帯低気圧で、同月十七日に北緯三十八度東経百三十二度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

#### 第三条（災害関係保証に係る期限の特例）

第一条の激甚災害（平成十九年能登半島地震による災害で、石川県七尾市、輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町の区域に係るものに限る。）についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十年四月二十四日とする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十九年政令第百六十二号）は、廃止する。